

第8回揖保川流域委員会

議事録（詳録）

と き・平成15年11月18日（火）

14:00～17:00

ところ・山崎防災センター

< 目 次 >

1 .	開 会 p 1
2 .	提言に盛り込む内容について p 2
3 .	提言の公表及び今後の審議の進め方について p 33
4 .	その他 p 35
5 .	閉 会 p 37

1 . 開 会

庶務 それでは、ただいまより第8回揖保川流域委員会を開催させていただきます。

ご出席される予定の委員のうち2名の方がまだ見えておられませんが、現時点の委員の数が16名で、委員会の定足数を満たしておりますので、開催させていただきます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日の議事次第、座席表、ご出席委員の名簿、資料1「提言(案)(H15.11.18版)」、資料2「提言(案)(H15.11.18版)に関する委員のご意見」、資料3「提言の公表及び今後の審議の進め方について」です。それから、第5回分科会の議事録の概要版が2種類付いております。治水・利水・自然環境分科会の議事録と、合同で開催された流域社会分科会・情報交流分科会の議事録です。傍聴の皆様には、発言される際のお願いを書いた青い紙が1枚入っております。委員の方のお席には、次号のニュースレターの表紙写真の候補と投票用紙を置いております。委員会の最後に投票をお願いいたします。

本日の予定ですが、ただいまから審議を開始し、途中で休憩をはさみ17時に終了する予定です。前回は、流域社会・情報交流分科会の合同分科会が9月25日にあり、治水・利水・自然環境分科会が9月30日が行われました。この2つの分科会で、提言の内容について審議していただき、その結果を踏まえて、執筆担当委員が再度見直しされたものが本日の資料にある提言(案)です。

今回は、かなり提言として内容が固まってまいりましたので、本文の書き方も提言の最終版に近い形に改めております。審議しやすいように番号を振っておりますが、前回の資料と番号は変わっておりますのでご了承いただきたいと思います。それから、今回の版には巻末に「用語解説」が入っております。

それでは、審議をお願いしたいと思います。委員長、よろしく願いいたします。

藤田委員長 それでは、ただいまより第8回揖保川流域委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員会が第8回と申し上げましたが、これまで7回の本委員会と5回ずつの分科会を開き、委員の方々の非常に大きなエネルギーを費やしていただき、本日、案としての提言をここまで仕上げることができました。

本日は、その文言・内容等について、より詳細に詰めていただいて、できましたら早い時期に最終版を作成していきたいと思っております。どうか委員の皆様方のご協力をよろ

しくお願いしたいと思います。同時に、この提言案に対しまして忌憚のないご意見を述べていただき、よりよいものにしていきたいと思っています。

それから、座席表にもございますが、これまで委員会に出席いただいた姫路河川国道事務所的那須所長が交代されております。一言どうぞ。

若林所長 ただいま委員長からご紹介いただきました、10月1日付で姫路河川国道事務所の事務所長として参りました若林でございます。よろしくお願いいたします。

藤田委員長 これから非常に大変な時期を迎えていくわけですが、よろしくお願いいたしますと思います。

2. 提言に盛り込む内容について

藤田委員長 それでは、議事次第にしたがって進めていきたいと思っています。まず、資料1が提言(案)(H15.11.18版)です。本日、庶務からも予定を説明していただきましたが、この案につきまして、全体を通して意見を交換していきたいと思っています。

ただ、その意見も非常に多岐にわたると思います。それから、資料2にありますように栃本委員、中農委員から事前にご意見をいただいております。特に栃本委員からは非常に詳細なご意見あるいは案をいただいております。中農委員からも、このような形で直せばどうかというご意見をいただいております。これも参考にしながら議論を進めていきたいと思っています。

まず、目次です。この構成については何度も検討しました。「はじめに」「流域及び河川の概要」、そして3番目ということで「河川整備に対する基本的な考え方」を入れました。

については6つの項目、すなわち、「1.整備計画の全般的な考え方」「2.治水に対する考え方」「3.利水に対する考え方」「4.自然環境に対する考え方」「5.流域社会との関わりに対する考え方」「6.流域の情報交流に対する考え方」という構成で文章をまとめてきました。その中身については(1)(2)(3)等で書いてあるような形で小見出しをつけております。

「整備計画のあり方」は、今度は基本的な考え方を受けた形で整備計画のあり方について提言をまとめたということです。5つの項目から成っていて、「1.治水」「2.利水」「3.自然環境」「4.河川空間の利用」「5.連携による一体的な流域管理」です。流域社会や流域の情報交流のあたりはこの「5.」として一つにまとめております。

最後に、「 . 整備計画策定時の住民意見反映のあり方」。これは、流域委員会が発足したときのいちばん大きな目的のひとつ、すなわち流域の住民の方々の意見を反映して河川整備計画をよりよいものにするという、その部分の提案を最後にまとめとして載せております。

それから、これも委員会の中で出てきたことですが、専門用語も非常に多く入っています。一つずつ提言の文章の中で専門用語を説明していくのはとても難しいということから、ページ数としてもかなり長くなっていますが、用語解説として後ろに合計 18 ページ付いております。この用語解説についても、時間があれば少し見ていきたいと思いますが、これについては主として執筆を担当していただいた委員の方々にご努力をいただき、庶務と協議しながらこのようにまとめていったということです。これは追加ということで、もしご意見がございましたら入れていきたいと思っております。

皆様方との意見交換をこれから始めていきたいと思っております。まず、「 . はじめに」の部分について、いかがでしょうか。何かご指摘する点等がありましたら。

栃本委員からの意見もたくさんあったのですが、ここの文章についていかがでしょうか。「 . はじめに」について各委員からご意見はございますか。

道奥委員 1 ページの No. 5、下から 2 行目です。「本流域委員会は審議を継続しながら」とありますが、河川整備計画が出たあとは流域委員会は継続しないのではないかと思います、このあたりはいかがでしょうか。

藤田委員長 ここの文責は私ですのでお答えをしないといけません。実はこの表現、「したがって」のところは「揖保川河川整備計画の原案が提示された後も、本流域委員会は審議を継続しながら」と書きましたが、いかがですか。

道奥委員 整備計画ができるまでと解釈すればよろしいわけですね。

藤田委員長 特に情報交流分科会で議論をしたと思うのですが、その中で整備計画が出された後、流域委員会ではないのだけれども、「アフター流域委員会」「ポスト流域委員会」という表現を少ししましたが、そういうものをつくっていただきたいということが提言の中に入っていたと思います。

道奥委員 はい、入っていました。ありがとうございました。

藤田委員長 ほかに何かございますか。

栃本委員の意見は非常に詳細なところなので全部拾いきれるかどうか分かりませんが、「 . はじめに」には入っていないので、「河川管理の一体化」というのは全体を通し

てのご意見だと思います。まず、このような形で「 . はじめに」ということで、 、 、 、 と続けていくということによろしければ、次の「 . 流域及び河川の概要」に入りたいと思います。

まず、文章化されていますから、栃本委員のご発言と理解してまとめさせていただきますと、No.21 と No.22 は「おおむね」「およそ」が多すぎるということで、このあたりについて表現の工夫が必要というのはご指摘どおりだと思います。検討させていただきたいと思います。

No.23 で「古くから人の暮らしとの」を「古くから人々の暮らしと」、No.26 で「約」が2か所あるが「平均」か、No.27 で「冬季には」を「冬季には大きな」、「瀬切れが発生した」を「瀬切れが発生する」、「龍野付近」を「龍野市 付近」、これは姫路市も同じだと思いますが、もう少し詳細な場所を指摘したらどうかというご提案です。No.28 は「自然環境への影響」を「自然環境への悪い影響」とずばり書くべきではないかというご指摘です。このあたりも含めて、委員の方々のご意見をいただきたいと思います。

森本委員 庶務の方から事前に提言(案)の資料の案が来ましたので、それを見せてもらいましたら、例えばNo.23の「主要な河川りのひとつである」というところ、No.25で「人々の誇りなっている」のところとか、言葉遣いが違っているところがありました。今日、新しいものを見ましたら訂正がされているので、これは訂正されたわけですね。

藤田委員長 庶務のほうで、各委員の方々とやりとりをして、間に合った分についてはすでに訂正をしております。もちろん責任者としてわたしのほうでも幾つかの訂正をしております。

森本委員 分かりました。本日の資料を見ると直っております。

井下田委員 私も事前に送っていただいた資料案のほうを見て言っておりますので、今回は直っているのかもしれませんが、No.23のおしまいところで「うすくちしょうゆ、そうめん」が挙げられていますが、皮革はここには入れなくてもよいのでしょうか。No.111の2行目では「皮革」が出ております。それから漢字の「醤油」と「素麺」と平仮名の「しょうゆ」「そうめん」がありますので、どちらかに統一してはどでしょうか。これが一つです。

元に戻りまして、2ページのいちばん上が「 . 流域及び河川の概要」となっていて、その下に「 気候・地勢的特徴」など、次のページに二つの小見出しがあります。ところ

が、2ページのいちばん上には小見出しがありません。できたら、「概括的特徴」かどうか、それは定かではありませんが、こういう小見出しをもう一つ最初の部分に付けてもらったほうがよいかと思いますがどうでしょうか。

なお、今回このような執筆を各委員の方々がなさっておられて改めて敬意を表したいところですが、やはり全体のものになりますから、若干今のような注文がつけられるならばつけさせていただきたいと思って申し上げました。

藤田委員長 本日の予定としましては、まず「提言(案)」をもう一度見ていただいて、先ほども申し上げましたように、各委員の方々のご意見が反映されている部分もあれば、反映されていないところもあります。

まとめ方については、主として執筆者を中心にしたやりとりで、このような形で小見出しをつけたりしていますが、ご指摘のように、 の下にもやはりつけたほうがよいのではないかというのは、スタイル的にはそうかなと感じます。そのあたりはまた最終バージョンで直すことができますので、できればこれはそういう形で持っていきたいと思います。

うすくちしょうゆ、そうめん、皮革ですが、これも学术论文を書くときに使う手ですが、「など」と入れておけば、あれも入れなければいけないというときに、これも含めて入っています、というような表現になるかも分かりません。

一方で、栃本委員の方から、「およそ」というあいまいな表現のことも言われているのですが、すべてを書き表してしまう、落とさないようにというのはなかなか難しい技になってきますので、そのあたりのところはぜひ寛容にお願いしたいと思います。

ただ、提言の内容が曲がるようであればきちんと直していく必要があると思いますので、そのあたりはぜひいろいろとご指摘を願いたいと思います。

栃本委員 No.22 のところですが、「流域は、・・・2市8町に広がり」という表現がありますが、この間送っていただいた「いぼがわせせらぎだより」のNo.13の案の3ページには「波賀町は町域全部、一宮町の上流部のほとんどが直轄管理区間外であり」と書いてあり、あとのほうのNo.296にも「10市町」という表現があります。表現の問題で、2市8町、直轄管理区間、揖保川の流域全体、そのあたりがはっきりしないように思います。

藤田委員長 章のところ、例えば揖保川と考えたときには、引原川など幾つかの川の名前をリストアップして、現実には直轄区間外の部分も当然入っていると思います。一応、揖保川全体として「2市8町」を使って表現しているとわたしは理解して

きましたし、そのつもりで見えていました。

ただ、河川整備計画として計画が出てくる範囲は、おっしゃるように区間的には変わってきます。そこはできるだけ整合性を取るよう再チェックしますが、一応そういうご理解をしていただければよろしいかと思いますが、いかがですか。

栃本委員 結構です。

藤田委員長 栃本委員も指摘されており、委員会の中でいつもご指摘がありましたように、直轄区間以外の流域、河川についても一体的に管理をしていくべきであるということは、この提言の中にも入っているはずですが、少し使い分けをしている部分があるかも分かりませんが、基本的には、最初に出てくるときの、揖保川というのは一つのだという表現でよいのではないかと思います。

恐らく、本日いろいろなご提案、ご提言、ご修正等をいただいた後、再度、私や道奥委員長代理、あるいは何人かの方に再度一通り文言を見ていただきまして、少なくとも頭から後ろまで道筋が変わっていないということはチェックをしていきたいと思います。そのほか何かございますか。

では、栃本委員のご意見、井下田委員のご意見も含めて、そのあたりは全体を見ながら修正し、付け加えるということにしまして、一応、章はこれで通らせていただきます。

続きまして、章です。ここからはかなり具体的なお話が出てきますので少し時間を取っていききたいと思います。

まず、「 . 河川整備に対する基本的な考え方」の「 1 . 整備計画の全般的な考え方」です。これについては8ページまでありますが、この間に何かご指摘等はございますか。

道奥委員 わたし書いたところでチェック漏れがあります。No.123 の最後のところですが、「重要であることを再確認する必要がある」と非常にくどい表現なので、「重要である」という表現にしたいと思います。よろしいでしょうか。

藤田委員長 「重要である」で十分文意は通じると思います。

道奥委員 栃本委員から、No.122 の1行目で「治水や利水に重点をおいたために自然環境を破壊し続けた事例も多く見られる」を「治水・利水のみが目標であり自然環境を破壊し続けた」と、より断定的な表現に改めるようなご意見をいただいています。しかし、河川法が改正される前、河川審議会答申が出された段階からも、既に環境に配慮した河川事業が部分的ではありますが進んでおりました。これほど正確にはいえないのではないかと理解しましたので、現行の表現にさせていただいたほうがよいかと思っている

のですがいかがでしょうか。

ご不満はよく分かるのですが。

栃本委員 これは大部分がそうだと僕は思っています。ですから、環境破壊を続けてきたさすがの建設省も多自然型の工事を工夫するよという通達を出し、さらに河川法の改正にまで至った訳です。当然、河川審議会などいろいろなところに自然系の委員さんもいて、そういう意見が出され、それがだんだん形になってきてははっきり表現されたのだらうと思います。しかし、我々の目から見ると、環境に配慮したところというのは感じがたいところがありますので、僕はこの提言（案）に対する意見のところにもそのように書かせていただいたわけです。

道奥委員 今のこの時点での提言ですので、今までどうであったかということに対しての記載として、ここ十数年、そういう環境に配慮した事業が徐々にではありますが進んできております。先生ご自身もだいぶかかわってこられたと思います。私は、あまり断定しないほうがよいのではないかなという気がします。

栃本委員 文章の文頭に「かつての河川改修では」という表現がありますので、「かつて」というのは、やはり多自然型河川整備に関する通達が出る前とか、河川法の改正前とか、そこを境界としてはどうか、というように私は理解します。

道奥委員 それでしたらそれでもけっこうです。

藤田委員長 今のご意見では、「かつての」というのをあえて「河川法改正前の」と表現するかどうか、そこだけです。文章としては、「かつての」というのは、受け止め方としてはそうではないかという気はします。

栃本委員僕はそう理解したものですから、「破壊し続けた」と断定したわけです。

藤田委員長 道奥先生、いかがですか。

道奥委員 めりはりをつけるという意味では、そのほうがはっきりします。

藤田委員長 では、そのところは少し具体性を持たせた表現にさせていただきたいと思います。そのほかに、はい、どうぞ。

森本委員 No.103 の文章を読んでも、何かごてごてしているように感じます。「河川整備計画では将来を見通すことができる程度の短・中期間を対象としたものとなるであろう」、それから「治水事業効果ができるだけ早く発揮され、事業費用を節減するためには、事業終了後の修正や改善が最小限となるように、あるいは皆無となるよう

に整備計画を策定することが求められる」という表現になっています。ここのところは「河川整備計画では将来を見通すことができる程度の短・中期間を対象とし」で切り、「治水事業効果ができるだけ早く発揮され、事業費用を節減する方策を探るとともに、さらにそれが長期展望を蔵するものでなくてはならない」というような文章にすると、(3)の3)の No.123 に出てくるところと言葉が整合するのではないかと考えます。この No.103 はごてごてとした感じがするのではないかとこのようにわたしは感じました。

藤田委員長 いかがですか、文章として。No.103 の今のご意見ですが。

森本委員 もうひとつよろしいでしょうか。実際問題として、「事業終了後の修正や改善が最小限となるように」というのは当然のことです。次に「あるいは皆無となるように整備計画を策定することが求められる」とありますが、No.123 では、時代とともに見ていかなければならないというように書かれています。100%を求めるということは難しいので、「皆無」という言葉よりもむしろ「長期展望を蔵するようなもの」であって、今日はここまでやっておく、20 年先はここからがあるだろうということが見通されるということだと思います。そういう、言葉の使い方のことを申し上げました。

藤田委員長 趣旨としては、基本的に 100 年の整備計画がいきなり最初に出てくるということではなく、ある程度先がはっきりと見通せる何年間かの整備計画をつくり上げていながら、その中で長期的な展望をしていくということなのです。

文章をどうするかというところのご指摘ですが、道奥先生、ご意見はございますか。

道奥委員 確におっしゃるとおりですので、「あるいは皆無となるように」というのは、「最小限」の中に「皆無」が包含されると理解して「最小限となるように」で止めて、「あるいは皆無となるように」を削除いたします。

それから、ご指摘いただいたように、「短・中期間を対象とし、治水事業効果ができるだけ早く発揮され、事業費用を節減する方策を探るとともに」という修正案を採用したいと思います。

藤田委員長 その他、ございますか。

場合によっては戻るということにしまして、前半の部分でどんどん時間を使って後ろで尻切れとんぼになるよりは、一度見てからまた戻るということにしていきたいと思います。

「2. 治水に対する考え方」、9 ページから 11 ページの No.135 までですが、いかがでしょうか。ここは、(1) 基本方針との整合性に対する留意、(2) 施設（ハードウェア）と施策（ソフトウェア）の組み合わせによる治水、(3) 人的被害の最小化に留意し

た治水、(4)洪水災害が起こる可能性に対する共通認識、(5)改修順位における留意点の記述で、割と簡潔に書かれています。いかがでしょうか。

丸山委員 言葉の表現ですが、No.128 のいちばん下で「水防活動である」は「水防施設」のほうがよいのではないかと思うのですが、どうでしょう。

藤田委員長 ソフトウェアという意味で「水防活動」という表現をされたと思うのですが、いかがですか。水防施設の場合は洪水防止のためのハードウェアであって、訓練されるとか何かというのはまさにソフトの対応です。おそらくそういう意味での表現だと思います。

丸山委員 わたしは畳堤についての記述という理解をしましたので。

藤田委員長 畳堤はソフトウェアのほうに入っています。道奥先生、いかがですか。わたしはどちらかということこれでよいかと思いますが。

道奥委員 委員長がおっしゃったように、例えば畳堤の枠はハードですが、その畳を担いでいくことなどはソフトを意味しています。

藤田委員長 訓練するとか防災活動というのは、まさにソフトの対応ではないかと思います。ほかにございますか。はい、どうぞ。

中元委員 言葉の問題ですが、No.132 に「閾値(しきいち)を上回る洪水にすぎず」とあります。言葉としてはこれでもよいのですが、洪水を非常に軽く見ているような印象がありますので、これは「洪水であり」と簡略にいったほうがよいのではないかと思います。小さな洪水だというふうにとられかねませんので。

それから、No.134 の上から3行目の「優占」は「優先」ではないでしょうか。以上です。

藤田委員長 それはそうですね。No.132 はいかがですか。用語解説の「16. 超過洪水」を見ていただきたいと思います。「計画規模を上回る洪水のことです」と書いてあります。「計画を上回ったから」というのは人間が設定した閾値というか、計画を上回ったから洪水になったということになります。文章から受ける感じからいえばおっしゃるとおりです。もともと予想ができて洪水が起きるといえるのはおかしいといえればおかしいと思います。道奥先生、いかがでしょうか。

道奥先生 言いたかったのは、超過洪水が言い訳にならないようにという意味だったのですが、おっしゃるような意味にも取られかねませんので考えさせていただきます。

藤田委員長 単に計画を上回った雨が降ったから洪水になったのだという聞き直りのようにも取られかねないということだと思います。

道奥委員 少し考えさせてください。

藤田委員長 ありがとうございます。では、ここは表現を今言ったような主旨に変えるということで文言を変えていただきたいと思います。そのほか、何かございますか。

井下田委員 今の No.132 の「超過洪水」のところですが、用語解説では短い言葉で触れています。かなりの文言を必要とするものは用語解説でコメントをさせていただいて、短い文言でコメントのできる部分は文中に生かしていただければ、場合によっては用語解説の部分がもう少し短くなるかもしれません。それは今日の段階で確認していただくなくてもけっこうですが、いずれ先の段階で考慮をしていただければありがたいと思います。

藤田委員長 道奥先生、井下田先生のご意見はいかがですか。

道奥委員 了解しました。

井下田委員 もう一つあるのですが、7ページの No.118 です。確かにこういう文言は必要なのでしょうが、ここの部分だけ箇条書きになっていて、ほかの部分にはこういう箇条書きの部分が見当たりません。ですから、ここも少々工夫をしていただいて、場合によっては文章をつなげていただくということではできないでしょうか。

藤田委員長 ここは事前に確認をしている段階で少し気になっていたのは同感です。おっしゃるとおりですので、箇条書きにするとすれば、少し違う工夫をした箇条書きにしていきたいと思います。

井下田委員 よろしく願います。

藤田委員長 先へ進ませていただきます。「3. 利水に対する考え方」、11ページから 12 ページにかけて、(1) 水需要と水資源開発、(2) 利水と自然環境の両立、(3) 利水に関する制度上の柔軟性、この三つを取り上げていますが、いかがでしょうか。

利水に関しては、もちろん湧水もあったのですが、揖保川ではかなり豊かな水量を持っているということからあまり大きな問題はなかったのではないかとということで、約2ページにまとめましたが、いかがでしょうか。

井下田委員 これも先ほど申したことと関係するかどうかと思うのですが、No.136

では「農業用水が約 6 割、工業用水が約 2 割」となっていますが、同様の文言が 27 ページの No.243 に出てきます。そちらのほうはもう少し細かな数字が書いてあります。

No.136 の部分は基本的な考え方ですので「農業用水が約 6 割、工業用水が約 2 割」でもけっこうだとは思いますが、そのあたりの整合性もできたら検討していただければありがたいと思います。

藤田委員長 ありがとうございます。

森本委員 利水に対する考え方ですが、そこでいわれていることは、No.137 では「水需要の伸びもやがて頭打ちになる可能性が高い」「当面、水需要が増大する可能性は低い」、No.138 の最後は「当面、新規の水資源開発の必要性は見当たらない」、No.139 では「これらは大づかみな見通しに過ぎず、精度の高い水需要予測に基づく判断が不可欠である」とあります。

初めから水資源は揖保川ではもう十分だ、例えていえばダムなどの施設をつくる必要も全然ないのだというようなところを、頭から決めてしまっている断定的な言葉が過ぎるのではないかと思います。本当に将来を考えてみて、揖保川の水は大丈夫だと我々がはんこを押してよいのかなということを思います。

藤田委員長 水需要の件と水資源の部分ですが、いかがですか。

田中丸委員 おっしゃるとおりなので、断定的な表現は避けたいと思います。おそらく実態はこうだろうと思うのですが、やや執筆担当者の分析によるところが大きいので、本来はそういうことで水資源計画が判断されることではありませんので、No.139 では「高精度な水需要予測」をきちんとしたうえで判断すべきだということを書いています。

ただ、確かに前半の部分が、執筆者の判断とはいえ、少し断定的な表現になっているので、そこは表現を柔らかくしたいと思います。

藤田委員長 No.139 の後半で、きちんと「大づかみな見通しに過ぎず」と断り書きをされていますので、この部分をしっかり読めば、精度の高い需給バランスを取りなさいと言っているように思うのですが、前のほうでは、増えないだろうというようなことも言っています。

これは河川管理者からもいろいろなデータを示していただいて、短期的には凸凹していますが、長期的には大体あるラインでずっといこうだろうということを我々も一応勉強はしました。そのあたりは田中丸委員にソフトな表現に直していただきたいと思います。

これは(1)水需要と水資源開発のことですが、(2)利水と自然環境の両立、(3)利水に関する制度上の柔軟性、このあたりはいかがでしょうか。いろいろな方々の水利権等の話についてもできるだけ触れていただいたと思うのですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

田中丸委員 (3)利水に関する制度上の柔軟性のところで、栃本委員から、具体的な表現が必要であるというご指摘があって、「 . 整備計画のあり方」の「2.利水」のところでも同じご指摘があります。まさにおっしゃるとおりではあるのですが、かなり難しい記載だと思います。

この「提言(案)」全体を通して、いかにも実現しそうな、明らかに答えが分かっている提言箇所と、ある意味理想的な議論をしている提言箇所とがあって、そこをどの程度のレベルに統一するのか、あるいは理想論も含めた形でまとめるのかということがあると思います。僕はこの部分に限らないと思っています。

どこも具体性を持たせるということであればそれなりにもっと書き込んで、できないは関係なく執筆者なりが何らかの案を出さなければいけないということになりますが、そのあたりをもしご議論いただければありがたいと思います。

藤田委員長 では、まず栃本委員から。

栃本委員 No.145の文章を読ませていただいて、新しい制度、今の制度の柔軟化ということをどのように考えたらよいのか、もう少し具体的な分かりやすい表現をしていただけるとありがたいなと思ってメモをさせていただきました。

森本委員 井堰を見ますと、平成十何年までは許可するという札が立っている井堰があります。そういう表示が全然ない井堰もあります。そういうものは昔からの農業用の井堰で、前は大井(おおゆ)といって新しく統合してできた井堰には札が立っていません。表示がないものはやはり慣行になっているのでしょうか。

昔は井堰に水を上げるのは夏至から彼岸までと大体決まっていた。夏至から彼岸ぐらまでは水利権があるからいかだは流させない、高瀬舟は通させないということになっていました。それが、いかだや高瀬舟が通らなくなると、いかだ流しや高瀬舟の通り道はもう開けなくてもよくなってきたわけです。そういうこともあってか、年がら年じゅう閉めきってしまっています。

そこでわたしが聞きたいのは、慣行水利権は1年じゅうの水利権になったのでしょうか。それとも、ここに説明してあるような明治何年、徳川時代のものをつないでいるのが慣行

水利権であれば、農業用水のいらなるときは開けるのが慣行水利権の範囲ではないかと思
います。これをわたしは疑問に思っています。

もし水のいらなるときは樋門を上げるのだということになれば、魚道の問題は一度に解
決すると思うのですが、慣行水利権は通年のものなのでしょうか。お尋ねします。

藤田委員長 河川管理者の方、今答えられますか。

河川管理者 揖保川の水利権はほとんど慣行から許可になっているのですが、
それについては期間や量が決まっております。農業用水や工業用水は 10 年間で更新して
いますので、その期限が看板には書かれていると思います。

慣行水利は基本的に許可ではなくて届け出です。河川法ができる前から取水していた実
績があって届け出になっているので、その届け出の内容がずっと続いているということだ
す。ただ、例えば古い井堰を改築するときにはなるべく法定化する手続きを踏んでいます
ので、揖保川の場合には慣行水利はあまりたくさんは残っていないかたちになっておりま
す。看板の明示がないというのは、おそらく、許可水利権になっているけれども看板がた
またま抜けている例かと思えます。

森本委員 看板が立っているのですか。

河川管理者 看板を立てるのが許可条件になっていますので、あるはずだ
すが、少し抜けている例があるのかもしれない。

慣行水利は届け出ですので、許可というかたちの細かい制限はあまりないというのが実
態です。ただ、揖保川は、引原ダムをつくったときに法定化されていますので、慣行はか
なり少ないと思います。具体的な場所によって分かりかねますが、本川に慣行水利は少な
いかと思えます。

藤田委員長 そうしますと、今のところは、もしできるようであれば、例え
ば「慣行水利権」と書いて、揖保川だとこれぐらいありますといった解説をうまく工夫し
ていただくことで、表現上うまくいけそうですか。田中丸委員どうでしょうか。

田中丸委員 例えば、慣行水利権が多いのか許可水利権が多いのかというの
が具体的に分かるようにということですか。

藤田委員長 そうしますと、栃本委員のお話にもありますように、魚道の問
題なども含めて、うまく対処できる部分もあるのかもしれない。

田中丸委員 いただいている資料の中でそこまでのものがあるかどうかは分
からないのですが、庶務等から資料をいただけるのであれば、簡潔に反映させることはで

きるかと思えます。

藤田委員長 栃本委員はいかがですか。魚道の件は必ず具体的に入れておいてほしいということですか。

栃本委員 そうですね。

藤田委員長 例えば基本的な考え方の中では、少し柔らかい表現にしていますが、具体的なところでは、これという表現がありましたら盛り込むことも可能だと思います。

栃本委員 慣行水利権はかんがい期間だけということで、昔の井堰は石積みや何かですので、崩れたらすぐ自分たちの手で直すということをやっている、かんがいをしないときには崩れたままだったのだらうと思うのですが、現在はコンクリートで川を全面的にシャットアウトして水を取るようになっていきます。ですから、年間を通して水を取ってしまうことにもなるし、魚道をつけなければいけないということにもなってきます。そのあたりです。

前の委員会でも申し上げましたが、川を全面的に仕切るのではなくて、途中から斜めに石を積んで水を取っていたという取り方があちこちにあるようですので、コンクリートでそういうものできないのかなというのが我々素人の考えです。

藤田委員長 そのあたり、魚にも配慮した構造物にさせていただくということも、できれば提言の中に盛り込んでほしいというご意見だらうと思います。

栃本委員 魚道は非常に難しいと思うのです。

藤田委員長 どうするということころまでは、我々自身もまだまだ十分な知識も持ってありません。

栃本委員 今までの魚道は設計自身がアユを中心としたもので、魚道ではなくて極端にいうと「アユ道」であるというようなことです。いろいろな生き物が川の中にいて、そういうものが普通に上下移動をできるようにするには横断工作物がないに越したことはありません。全面的にシャットアウトしないで、途中までの構造のものできないのかなというのが、いつも思うことです。

藤田委員長 分かりました。当然ながら農業のほうの考え方もありますので、そこは田中丸委員に少しご検討をいただいて、(2) 利水と河川環境の両立、(3) 利水に関する制度上の柔軟性のところは表現を突っ込んでいただくということにします。ただし、基本的にはこういう形で書いていただくということをお願いしたいと思います。

「4. 自然環境に対する考え方」は 16 ページまであります。(1) 揖保川本来の生態系の保全・再生、(2) 順応的な整備・管理、(3) 揖保川の自然環境に関する解析と説明責任、(4) 水質環境の考え方ということですが、いかがでしょうか。

道奥委員 非常に細かいところで恐縮ですが、少し気になりましたので3点申し上げます。

No.151 の下から2行目のところに「土砂」という言葉が使われていて、同じように No.155 の1行目のところも「土砂」という言葉を書いております。「土砂」で意味は分かるのですが、いわゆる河川の生態に対する物理環境としての土砂という意味であれば、少し固い表現になるのですが「河床材料」のほうが、河底の土砂を意味するので適切かと思えます。そうすると解説が要ののかもしれません、それがまず第1点です。

それから、No.157 の「無機的環境と生物群集」というところですが、生物以外の有機物もあります。どういう表現にすればよいのかは分かりませんが、無機というのはおそらく生物ではないという意味でお使いになったのかなと思えますが、そのあたりをご検討いただければと思います。

3点目、これは本当にささいなことかもしれませんが、No.158 の「順応的な整備や管理」です。これはここ数年、舶来の言葉で「アダプティブ・マネージメント (Adaptive Management)」というものを北大の先生がアメリカから紹介され、国土交通省も積極的に取り入れられたのですが、この言葉がまだ十分定着していないということでしたら、「順応的な管理」と原語そのままのほうがよいのではないかと思います。

「順応的な整備」について、もし国土交通省のほうでこういうものであるということがはっきりしているのであれば、これも含めて書けばよいと思いますが、「アダプティブ・マネージメント」をそのまま訳すとしたら「順応的な管理」あるいは「適応可能な管理」となりますので、「整備」を外したほうがよいのではないかと思います。以上3点です。

藤田委員長 1点は「土砂」をもう少し専門用語で表現するほうがよいのではないかとありますが、いかがですか。

浅見委員 おっしゃるとおり「河床材料」にします。

藤田委員長 「河床材料(土砂)」と書いておかないといけませんか。そんなことはないですか。

浅見委員 いいえ、よけいよく分かりますので。

藤田委員長 そこは、もし注をつけないといけないということであれば、ま

た用語解説のところを書いていただくことにしたいと思います。

浅見委員 それから「生態系」と「自然環境」と「河川環境」について、用語を統一ということで用語解説があります。庶務からいただいた用語解説で生態系のところは「無機的環境と生物群集」とひとまとめにして書いてありましたのでそのままでした。用語も含めて書き直しが必要かなと思っています。

藤田委員長 よろしくお願ひします。「アダプティブ・マネージメント」に「整備」を入れるかどうか。これは執筆者の思いによりますが、いかがですか。「いや、入れてほしい」ということでもけっこうです。

「管理」ということには整備が入っているのではないのかという気がしないではないですが、そこはいかがですか。

浅見委員 確かに、語義は管理だと思うのですが、順次様子を見ながらという整備の意味は何らかの形で含めたいという思いがあります。

道奥委員 いまのままで意味も分かりますから、必ず直してくださいということではないのですが、英語に忠実であればというぐらいの意味です。

藤田委員長 「整備・管理」と言ったほうがより具体的なイメージはあります。環境などでも、環境を創造し、それを保全するのだという考え方です。例えば、「環境保全」というと、何となく今ある環境を保全するだけというイメージに取られかねないので、あえて「創造と保全」という言葉を使います。この「整備・管理」というのは、おそらく先ほどの英語の表現にも意味としては入っているのではないかという感じは持ちます。いかがですか。

浅見委員 内容的には、少しずつ整備をしていくということが入っているので入れました。

藤田委員長 では、一応ここで「順応的な整備・管理」ということにして、文言を読めば分かるということできたいと思います。そのほか、何かございますでしょうか。

丸山委員、(4)水質環境の考え方はいかがですか。これでよろしいですか。

丸山委員 このような表現をしていただいてよいと思います。

藤田委員長 それでは、少し走りますが、「5.流域社会との関わりに対する考え方」です。いかがですか。

和崎委員 No.167の(2)一人ひとりが関わることのできる川づくりですが、

ほかの(1)(3)(4)は割と具体的な形が見えやすいような書き方がしてあるのですが、ここは志の部分が見えにくいように感じています。

下から2行目、タイトルにもなっているのですが、「一人ひとりが関わることができる川づくり」について、どのように関わるかというところを「『自発的に』関わるができる川づくり」という言葉を挿入し、住民のスタンスを明確にすることで補足するというのはいかがなものでしょうか。

藤田委員長 これはけっこうなご提案ではないかと思いますが、いかがでしょうか。要するに無理やり何かでしぼるわけではないということですので、まさに我々がなっているところでもあると思います。そのほかはいかがでしょうか。

(4)の畳堤だけが少し具体的なものを入れてしまったと思うのですが、これは流域委員会の中でも、どうしてもこういう形で取り上げたいという思いで入れたということです。本来ですと(1)(2)(3)で大体完結してしまうのですが、あえてここに入れております。もし文章の中で落ち着きが悪いということであれば、どこかに入れてしまわないといけないと思うのですが、いかがですか。はい、どうぞ。

進藤委員 この部分はぜひ残していただきたいと思います。これは皆さんもご存じだと思うのですが、全国の一級河川で、宮崎県の実瀬川と岐阜県の長良川と、揖保川の3か所に畳堤は現存するといわれています。

水防について流域住民の参画と協働、あと景観を含めての象徴的なものとしてとらえることが、この揖保川の特質というか、個性を発揮する一つのよいものではないかと思えます。ですから、これは揖保川の特質としてぜひとも特出しして置いておいてほしいと思います。何もほかと一緒にすることはないと思います。以上です。

藤田委員長 という強いご意見がございます。はい、どうぞ。

井下田委員 極めてささいな文言にこだわって一つだけ申し上げますが、No.169の1行目に「川づくりは、既存の行政界を超えた」うんぬんとなっていますが、あまり「行政界」という言葉は一般的ではないように思います。財界や政界はもちろん「界」を使いますが、ここは例えば「行政の枠」とか、あるいは「界」にこだわるならば「行政の世界」というならば分かるかと思えます。そのあたりです。

藤田委員長 先生のご専門のほうからのご指摘です。意味はおっしゃるとおりの意味だと思えますので、これは執筆者の方にフィードバックして直していただきたいと思えます。そのほか、ございますか。

中農委員 事前に意見を出ささせていただいたのですが、タイトルにみんな「川づくり」が付いています。これも前回お話しさせていただいたのですが、最初の目次のページを見ていただきたいのですが、今回の提言は当然川づくりについて書いてありますので、あえて「川づくり」という文言は必要ないのではないかと思います。目次立ての「5. 流域社会との関わりに対する考え方」のところだけが「川づくり」が付いているということで、例えば(1)は「歴史文化の蓄積の活用」であるとか、ほかの表現にしたほうが並びがよいのではないかと思います。

藤田委員長 今日はお休みですが、おそらく執筆者は「川づくり」というのをむしろ積極的に出すことで、実は川というのは水が流れているところだけを川と言わないのだという意味が「づくり」の中に含まれているということだと思います。

わたしはそのように解釈していますので、「歴史文化の蓄積を生かした揖保川の流域を」とかいう表現になってしまうと少し固くなるかなと思います。執筆者は「川づくり」とあえて使われたのではないのでしょうか。非常にソフトな表現で、実は川を面的にとらえているというふうに理解できるのではないのでしょうか。執筆者が今日ご欠席ですので、あえて私の解釈を述べさせていただきましたが、いかがですか。

したがって、流域社会というところが、実は「川づくり」の中に一つずつ入っているという解釈でどうでしょうか。

中農委員 まさにわたしもこの委員会に籍があるのは、まちづくりの話をせんがために入っているわけですが、そういう共通理解ができるのであればそれで結構かと思っています。

藤田委員長 これで大丈夫だと思います。一つずつ解説しないとだめな場合にはやはり問題はあろうと思うのですが、「川づくり」と言えば堤防をつくるというイメージではないと思います。そういうことをご理解いただければと思います。

中元委員 これもささいなことなのですが、今の見出しの「川づくり」のところもですが、漢字で書いてあったり、平仮名になっていたりということがあちこちにあります。これも最終的に相互チェックをして整合性を持たせる必要があるかと思っています。

藤田委員長 一応「川づくり」を主体にすべて整合性を取るような形にしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、「6. 流域の情報交流に対する考え方」です。これは三つあります。(1) 揖保川流域が一つの社会単位として一体感を育む情報交流、少しタイトルが長いで

す。(2)「知水」のための情報交流、あえてかぎ括弧を入れているのは、用語の説明をしているということにもつながってきます。(3)緊急時の情報発信と管理システムの構築、これは災害が起こったときにはどうしたらよいか、リスク管理についての考えです。

「知水」の知が知恵の知であり、知識の知であるというのは、非常に多様な解釈ができるし、情報交流ということも、あえて一方的な情報の流れを意識しない、すなわち交流であるということです。決して直流ではないという考え方、そのあたりに流域の、特に情報に関する思いが込められたタイトルとなっていると思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、一応、 章～ 章まで終わったということで5分ほど休憩したいと思います。次は 章に入ります。もし 章～ 章まででお気づきのご指摘がありましたら、休憩後の冒頭でもおっしゃっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

<休憩>

藤田委員長 それでは、議事を進めさせていただきます。

「 .整備計画のあり方」です。ここからは、具体的なところも含めて記述しようということがこの委員会での共通の認識となっております。したがって、この「 .整備計画のあり方」は少し長いページ数となっております。

まず、「1.治水」が19～25ページの6ページにわたって記載されております。すでに委員の方々には前もってお送りして見ていただいております。あらかじめいただいた修正については庶務のほうですでに修正をしていただいておりますが、この治水に関してご意見等をお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

特に「1.治水」と「2.利水」のところではかなり専門用語等も入ってきていますので、そのあたりはきちんと用語の解説もしております。「シミュレーション」とか、耳慣れない言葉もありますが、内容についてご指摘等がありましたらお伺いしたいと思います。

特に25ページの(6)治水事業を実施する上での留意点ということで、当然ですが、1)治水事業への地域意見の反映、2)工事期間における周辺地域の安全性確保・環境影響評価・工程管理の検討、それから、3)整備計画策定後の話にも触れていただいております。

では、続きまして「2.利水」はいかがですか。さらりと書いているようですが、

(1) 自然環境に配慮した利水のあり方、これは先ほどの考え方と対照していると思います。それから(2) 利水施設(河川横断構造物)のあり方、河川横断構造物にも触れております。(3) 水利権のあり方、(4) 農業用水の多面的機能、(5) その他の水利用ということです。その他の水利用については、消防水利なども、住民の方からのご意見があったということで入れております。農業についても一応このような形で記述をさせていただいております。

もう一点は、特に整備計画のあり方で、田中丸委員が先ほど発言されましたように、そう簡単にいくものではないけれどもという部分です。「近隣の井堰との統廃合」と書いてありますが、なかなかこれは大変な仕事だと思います。これも、できれば中・長期的な形で考えていくべき仕事であるというふうにここで盛り込んでおります。

水利権については、具体的にこういうかたちで書いております。

はい、どうぞ。

田中丸委員 No.246の「横断的な組織」や「水利権に関する新規制度」に関して、栃本委員から、前半の基本的な考え方のところと同様に、具体的な表現をというお話がありました。

しかし、ここに書かれている内容自体、横断的組織はともかくとして、水利権の法的な扱いに対する提言は、揖保川流域委員会の提言としてそこまで踏み込むべきものかどうかというレベルのことです。そこを考えると、これ以上具体的なことを書いても机上の空論になる可能性もあります。難しいと思います。

藤本委員長 栃本委員、どうですか。

栃本委員 僕は遠慮することはないと思います。揖保川に関することはすべて提言として、出せるものは出していったほうがよいのではないかと思います。

藤田委員長 なかなか表現上は難しい意見です。田中丸委員、いかがですか。

田中丸委員 これを減らす必要はないと思いますが、これ以上細かく書いてもどうかという気がします。

藤田委員長 あくまで提言ということで理解をしていけば、今度、具体的に整備計画が河川管理者から示される段階へと移っていきます。現在は、我々自身もこういう思いで揖保川を見ております、こういう思いを持っているからこういう整備を進めてくださいということを希望しているわけです。それに対して具体的な整備計画の案がアンサーとして出てくるわけですから、そのところでもう一度、より具体的な意見を反映させ

ていくということでもよいかと思うのですが、それでよろしいですか。

栃本委員 けっこうだと思います。ただ、ここの文章だけではないのですが、最後に「検討が必要である」というような表現でお書きになっているところは、提言ですので、ぜひ「検討すべきだ」という表現でお願いしたいと思います。

藤田委員長 それは執筆者にお願いしておきます。ありがとうございました。

もしなければ「3. 自然環境」ですが、これはまた執筆者に非常に力を入れていただき、29～37ページまで書いていただいております。1) 自然環境の概観というところから入ってきて、2) 揖保川を代表する生態系の抽出と保全、次に(2) 自然環境の保全・再生にむけた整備のあり方としております。これだけが最終的には少し違うように見えるかもしれませんが、基本的には、治水等でもこれまでこのような洪水があったということと、対応としては同じような対応になっているとご理解ください。

この中でも、先ほどの「2. 利水」と同じように、今度は自然環境という視点からの河川横断構造物の見直しということが提案されております。

道奥委員 たびたびすみません。言葉の問題ですが、No.264で「約40基の河川横断施設」とあります。ここは、はじめは「利水施設」とお書きになっていた部分です。こう書くと樋管や樋門も含まれてしまいますので、「井堰」と書いてはどうでしょうかと申し上げました。「河川横断施設」になると橋梁も入ってきてしまいますので、やはり「井堰」のほうがよいかと思います。

藤田委員長 浅見委員のほうは、もともとは井堰を意識されたのですか。それともやはり橋などを含めてでしょうか。

浅見委員 井堰を意識しています。庶務からご指摘をいただいて統一したつもりでした。ただ、田中丸先生から、橋なども含むことがあるのでそのあたりは注意ということを受けましたので、橋を含まないほうの語句で統一していただいかまいませんということでお返事をさせていただきました。

道奥委員 そうしたら、「約40基」を外したほうがよいと思います。この「約40基」というのは井堰だったと思います。橋梁も入れたらもっと多くなります。

浅見委員 この中では、井堰について語っているつもりです。

道奥委員 そうしたら、「井堰」と直していただいたらよろしいわけですね。

田中丸委員 私から庶務に意見を送って、それが浅見先生のところに行って伝言ゲームのようになったのかもしれないのですが、わたしがメールで送った内容は、河

川横断構造物だということであれば橋梁や水路橋等も入るので、ここでいう河川横断構造物が井堰であるということが分かるような表現を追加されてはいかがですかという意見でした。

藤田委員長 では、道奥先生も同じ意見ですね。執筆者のほうもそのつもりで書かれたということですので、全体を通して語句をご訂正願いたいと思います。

そうすると、表現したものが約40基なのか、それとも何基なのかということについては、河川管理者の資料をもとにして数値も記述していただきたいと思います。ほかに、どうぞ。

井下田委員 2点ほどあります。実際には三つですが二つに集約できます。一つは用語の問題です。No.262で「河川工学の専門家の意見」と、とても丁寧な表現ですが、このあたりはもう少々工夫をしていただければありがたいと思います。

それから、No.265の3行めで「専門家の意見を設計に反映させ」うんぬんという部分があります。No.262の「専門家」はこの文章表現でよいのですが、あとのNo.265の部分にももう一度「専門家」という言葉が使われています。実は、従来の我が国の巨大ダムや放水路といった大規模施設の多くはいわば巨大技術オンパレードだったものですから、専門家と住民との間の川に関する知識格差が開きすぎました。結果として、専門家主導で従来のダムづくりや川づくりが展開されていったのですが、これに対して、実際には「見直し」などという社会的な慣行があって、他方では住民との間の接点の回復があったこともあるのです。

したがって、No.265の部分で「専門家の意見を」の前に、できたら「住民意見などを尊重しながら」という言葉を補っていただければと思います。もちろん、私は専門家の優れた技術を否定してはおりませんし、大事な技術ですから尊重したいと思いますので、今の部分を若干補強していただければよいかと思います。これが合わせて1点です。

もう一つは、36ページのNo.290に出ていますように、いうならば重金属汚染かもしれませんが、ひょっとしたら、寝た子を起すなども世間ではいわれていないわけではありません。しかし、ここで指摘しておられるような土壌絡みの汚染の問題は、ご承知のように、ものの本によりますと、疑いのある地域はオランダ全土で11万か所もあるといえます。あるいはドイツあたりではもっと多くて19万か所に及ぶという指摘があります。

もちろん、揖保川絡みのこの地域で幾ら何でもそういう数に上るはずはありませんが、しかし改めてこういうところで強調しておられるわけですから、この部分あたりの調査などを急いでほしいと、これは期待を込めて申し上げてみました。このあたりは、改めて

どのようにとらえたらよいのでしょうか。浅見委員から少々ご指摘願えればありがたいです。どうぞよろしく。

浅見委員 最初のNo.265はご意見を参考にして前につけさせていただいて、No.262も若干言葉を換えさせていただきたいと思います。

それから、No.290について、水質の部分は私の執筆ではありませんが。

藤田委員長 では、私のほうからお返事をさせていただきます。No.290は、もしかするとわたしが加筆したかもしれません。基本的には「河川管理者、第三者機関等による実態調査や対策を検討する」ということで書いておりますが、揖保川についても各市町村で当然ながら水質等についての分析は実施されていると思います。そのような協議組織もあるということでお聞きしております。そういう意味で、上流から下流まで、水の量もそうですが、質のほうも一元的な管理を進めてくださいということは、やはりこの提言の中で盛り込む必要があると思います。

No.290の個々の記載が少し専門的に突っ込みすぎたような感じは受けますが、基本的には水質管理も上、中、下流で一元的に管理をしてください、あるいは情報交流をしてくださいということを言っていると思います。

道奥委員 ここは傍聴者の方からのご意見をかなり入れて新たに書きましたので、あまり踏み込みすぎだということであれば削ってもよいのですが、せっかく傍聴者の方からいただいたご意見ですので、できれば入れていただければと思います。

藤田委員長 そのほか、何か。はい、どうぞ。

田中丸委員 先ほどの浅見委員の執筆箇所、No.265の「専門家の意見を設計に反映させ」という箇所についてですが、「3) 利水施設(河川構造物)の見直し」の箇所は、「2. 利水」のところにも同じような節があるので、中身を調整したほうがよいという意見がありました。そこで、わたしが執筆したほうでは多少記載量を減らし、ただ浅見先生に「専門家の意見を設計に反映させる」という言葉は必ず入れてほしいという要請をしました。

これには意図があります。なぜかというと、過去、魚道をつけた頭首工等が幾つかつくられてきたのですが、魚道をつくったのはよいが魚が遡上しない。そのために後から、また魚道をつくり直しているというケースがあるのです。そういう意味で、魚道そのものを専門にしている方、あるいは魚類についての専門的知識を持っている方の意見を魚道の設計に反映させてほしいという強い意図があつての意見です。先生がおっしゃった土木構造

物一般についての専門家という意味とは違う意図です。

藤田委員長 井下田先生が「住民意見」というのは、今言われたような魚とかの専門家、専門というとおかしいですが、そういうことだと思いますので、そのあたりの表現はもう一度執筆者に投げて、その意図を上手に表せるような表現にしていきたいと思います。おそらく考えているところは同じだと思います。

No.262は、あえてここで「河川工学の専門家」と言うのは行き過ぎではないかというご意見です。実は、わたしもこれを見て直そうかどうしようかと悩んだのですが、時間切れでそのままにしてしまいました。これもあえて「河川工学」は入れなくてもよいのではないかとということで、お願いします。

水質に関してはこのような形で、「第三者機関等による実態調査や対策を検討する」ということを提言に盛り込むということです。

はい、どうぞ。

浅見委員 栃本先生から何点かいただいておりまして、ほとんどおっしゃるとおり訂正を入れたほうがよいと思う部分ばかりなのですが、3点ほど確認しておきたい部分があります。

まず、No.261で、「ヤナギ林の伐採」について、ヤナギは治水上よいのではないかとことです。これは住民の方から何度かヤナギ林を伐採してほしいという意見をお聞きしています。また、土砂の撤去やカワウの問題という意見が上がっていましたので、これについては意見が上がったから対処療法的に何かをするのではなく、実態を調べてから解決する姿勢を持ってほしいというつもりで書きました。

No.272ですが、アユとオオクチバスだけに限らず、法律上おそらく漁協のほうで放流をしなければならず、放流をするとオオクチバスが入る、あるいは別の湖産の遺伝子を持った魚が入るという問題があり、こういう問題を含めてアユあるいは外来魚に限った書き方をしたくないという思いがあり、あえてこのように「生態系のバランスを崩すような放流を行わなくてもよい河川環境を目指す」という言い回しにさせていただきました。

その2点です。

栃本委員 No.261の「ヤナギ林の伐採」は、そのヤナギの種類をまずお願いします。

浅見委員 アカメヤナギ、ジャヤナギ、あるいは高木もあります。

栃本委員 ヤナギもいろいろあるということです。実は、わたしはネコヤナギ

をコンクリートブロックの護岸のところに盛んに植えさせているのです。具体的に、揖保川で高木になるヤナギ林という意味ですね。

浅見委員 はい、そうです。

枋本委員 No.272は「生態系のバランスを崩すような放流を行わなくてもよい」の「行わなくてもよい」というところが少し引っかかっています。「オオクチバス等の外来魚は放流させない」とはっきり言うほうがよいと思います。「行わなくてもよい」と言うと、行ってもよいようなニュアンスがあるようにも取れるのです。

それから、アユという種名を出したのは、浅見先生が言われたように、湖産アユに混ざって琵琶湖産のいろいろな魚がいろいろなところに広まっているという問題があるからです。それと、前回の委員会のときに藤岡組合長から、冷水病は湖産アユに多いというお答えがあったと思います。そういう意味で、できるだけ堰を撤廃、改良・改善することで、天然のアユがもっともっと増えればそういったものを放流しなくても済むということですので、そのあたりを勘案して作文していただければと思います。

藤田委員長 ありがとうございます。おそらく、執筆者の思いはほとんど同じところにあると思います。

はい、どうぞ。

中農委員 No.274ですが、「1) 水量・土砂の適正化」というところで、ここにも書いてありますように、わたし自身、随分、河原がなくなり、なくなったというよりは川の中に森ができてしまって、これは本来の川の本風景ではないのではないかという考え方を持っています。

そのあたりのことをここで書いておられると思うのですが、教えていただきたいのは、「土砂供給」という表現をされていることです。土砂供給の適性化という表現はどうなのでしょう。私のボキャブラリーからいくと、土砂流出とか土砂流入の防止とか抑止というニュアンスが強いのですが、この言葉の表現は、そういう意味合いも含まれた「適正化」という使い方をしておられるのですか。

浅見委員 「土砂供給」とは言わないでしょうか。

藤田委員長 道奥委員、どうですか。

道奥委員 「土砂供給」という言い方だと、例えば流域から河道の中へとか、上流から下流へとか、一方から一方へという方向性があるように思います。その系の中に他系から入ってくるという意味で使います。

藤田委員長 専門的にも「供給」という言葉を使って分かると思います。おそらく、浅見委員の表現では、井堰等で土砂をどんどん止めてしまうことがむしろ悪いという表現で、だから土砂はどんどん上から下へ流れていってもよいのではないのでしょうかという意味で「供給」と使われています。むしろそれで理解をしていただいたほうがよいのではないのでしょうか。

中農委員 「(4)流域での取り組み」となっていたものですから。現実には、全国の河川流域でいろいろな開発があって、開発により地肌が見えることによって土がどんどん川の中に流入していくという話があります。こちらではあまり色目が変わらないのですが、沖縄に行きますと、雨が降ったときには赤土の流出で川が真っ赤になります。それが海まで行ってサンゴまで死んでしまうという本当にひどい状況があります。

それは目に見える形で分かるのですが、例えば矢作川では流域住民の方々は開発業者との事前協議などで、土砂が流出しないような対策をとってこられています。だから、そういう意味合いがここにあったのかなとわたしは思ったのです。

藤田委員長 むしろ自然の土砂の流れを遮らないという表現です。流域のある特定部分で山を切り開いて、そこに例えばニュータウンのようなものをつくる場合は、逆に中農委員のおっしゃるような文言を入れておかないと、今度は本当の意味での土砂の災害が起こってくることを考えなければなりません。土砂が増えすぎ、結果として透明度が下がってしまうということはあると思います。この表現はそういう意味ではないと思います。

中農委員 揖保川ではそういう問題はないのですか。土の流入が多くてという問題はないのでしょうか。

森本委員 私は川の東の河東というところにいるのですが、今までは堤防から川へどこでも入れたのですが、今はいろいろな木が生えています。大きな木が生えています。余談になりますが、川の中に柿が生えています。その柿を近所の人が取って干し柿にしているのです。そんなばかなことはないと思います。この前、この会場で「揖保川を語り、生かす集い」が行われ、皆さんの意見を聞いたときにそういう大きな木があるから、大水が出たときに堰になって、今まで入らなかった田んぼに水が入るということをおられました。

先ほどからおっしゃっている砂ですが、河原へ入るときは砂のところをって行ったものですが、今はもう行けません。川へ入れないのです。土砂流出、土砂供給が大変大切だ

と思います。今は、堰堤の大きなものがつくられ、堰堤で砂を止めてしまっています。よいことのようにですが、それが流れないから、川がいつまでも昔の川にかえらないのです。

ここに書いてあるように、水の流れや土砂供給ができる川にしてもらいたい。そうすると自然の川に入れるし、子供も行けるようになります。渋柿を取りに行く人がいなくなった方がよいと思います。

藤田委員長 ありがとうございます。よろしいですか。では、外来種の問題も含めて記述をお願いします。

37ページの「4．河川空間の利用」のところはいかがでしょうか。

河川空間の利用に関しては、上、中、下流、非常に異なったご意見を我々も集めております。そういう意味で統一的な表現はなかなか難しいですので、例えば、河川の整備で河原を整備する、しかし、という形で表現をさせていただいていると思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

中農委員 「河川空間の利用」というタイトルですが、この項目だけ「利用」という表現がなされています。ほかのところは治水、利水、自然環境という表現になっていて、ここだけが「利用」と付いていますので、これは「河川空間」ということでもよいのではないかと思います。逆にそのほうが、目次を見たときに整合性は取れるのではないかと思います。

藤田委員長 中農委員、例えば「河川空間の整備」というのはいかがですか。「利用」というと積極的に利用することになりますが、「整備」であれば、場合によってはレクリエーション施設もいるけれども駐車場にはしてほしくないという意味になります。「4．河川空間の利用」のすぐ下のところにも、「河川本来の多様な機能と魅力を引き出すような河川空間の整備が望まれる」と書いています。

中農委員 そうですね。整備ということでよいと思います。

藤田委員長 では、「河川空間の整備」を使わせていただきます。おそらく、「利用」は、ご指摘のように、一方的な「使う」という意味になってしまいそうな気がします。一方では、河川・河原等も整備をしないといけないということを含んでおりますので、おそらくそれで問題はないと思います。

中農委員 栃本委員から指摘事項がありました。わたしは「(1)流域のまちづくりとのネットワーク」というところを担当させていただいたのですが、三つほど指摘

があって、No.295、No.300、No.301ですが、どれもご指摘のとおり修正をしたいと思っています。

No.301の「面的なまちづくりに貢献する」というところでクエスチョンマークが出ていますが、どちらかという川には線的なイメージがありますし、川の境界を越えた地域との横広がりなまちづくりというイメージで「面的なまちづくり」という表現にしています。恐らく、それはご理解願えるのではないかと考えていますが、そのあたりはどうでしょうか。

栃本委員 そういうことでけっこうなのですが、要するに、川というのは水の流れているところに一本の線を引いたものではないというところで、集水域を含めた環境であるということでもけっこうだと思います。

藤田委員長 「面的なまちづくり」というのはややくどいというご指摘だろうと思いますので、また検討しておいてください。

ほかに何かございますか。もしなければ、「5.連携による一体的な流域管理」についてはいかがでしょうか。「(1)流域の一体管理が行える連携体制の構築」、これは体制についての言及です。「(2)河川整備事業に反映させるための総合的な河川情報の交流」、「(3)住民参加の川づくり体制」、すなわち自発的な川づくり体制への参加、「(4)災害時の迅速・的確な情報提供」、最後に「(5)持続的な流域連携の仕組みの構築」として、この流域委員会の後の仕組みについての提言ということで書いております。いかがでしょうか。

(1)については、基本的にずっと前からこの委員会の中で議論をしてきましたように、揖保川についていわゆる直轄河川の部分と、県が管理している部分があるわけですが、それらが川としてちぎれてしまうようなことではおかしいということからの表現です。

それから、情報も交流してほしい。特に整備事業に、今言ったことから情報交流をしていきたい。それから、積極的に住民が参加できる体制を整えることと、災害時の問題、これはソフトウェアの問題だと思います。そして最後に、この流域委員会の後も持続的にこのような仕組みをできれば構築していただきたいということで、「その実現に努力する」と書いております。

では、～ について、全体的なご意見等がありましたらここでお受けして、なければ「 . 整備計画策定時の住民意見反映のあり方」にしていきたいと思います。これは流域委員会の使命でもありますので、これでよろしいかどうか。

はい、どうぞ。

進藤委員 全体的なことになるかもしれませんが、誤字についてです。No.222、ここは治水のほうで、畳堤についての文章ですが、下から2～4行目、「堤」という字が「提」になっています。誤字・脱字に注意していただきたいと思います。前のほうにもあります。

藤田委員長 No.222で「畳堤」の「堤」の字にワープロミスがあります。これは庶務のほうに直していただきます。非常に膨大な文章量ですので、そのあたりは細かい点でもけっこうですので、誤字・脱字も含めて、委員のほうから庶務のほうへご指摘をお願いしたいと思います。

進藤委員 No.128の下から2行目も間違っています。全体的に見直していただければと思います。

それから、No.222の「龍野地区においては昭和初期に建設された「畳堤」が設置されている」というのは、昭和初期ではなくて戦後間もなく、昭和24年ごろから着手して昭和32年ごろに完成したと思います。そのあたりは書き加えていただければと思います。なお、詳細については、「話そうはりま」で「畳堤」というパンフレットを国道交通省さんから出しておられますので、それも参考にして書かれたらよいのではないかと思います。

藤田委員長 ありがとうございます。今、進藤委員から、字の誤り、あるいは年代の問題等についてご指摘がありました。

それから、先ほど来話がありますように、井堰がいくつとかがいった数字が挙がっていますので、数字についても、できれば執筆者以外の方にも見ていただき、ぜひご指摘をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

禾口崎委員 栃本委員から、41ページの脚注の使い方について、用語解説のほうもこのようにすればより分かりやすいのではないかというご意見をいただいている点ですが、ここは用語解説のつもりではなくて、補足説明を脚注に入れておこうと思い、執筆の際に書き込んだものを、そのまま掲載していただいています。

用語解説のほうは図表等が加わってくるところが多いですので、このように脚注を使うことは難しいだろうと思います。ただ、この提言を読まれる方にとっては部分、部分に脚注があったほうがより読み進めやすいと思いますので、このあたりの整合性を取りながら使い分けていくという形を少し考慮に入れられてはいかがかと思います。

藤田委員長 和崎委員からご指摘のように、「5. 連携による一体的な流域管理」のところだけ少しスタイルが違い、脚注1～4というのがあります。これはこれでよいのではないかとということであれば、これでいきたいと思います。

というのは、ここは用語の説明ではなく、1のところでは、こういうことをすれば交流ネットワークづくりに効果的であるということ短い文章で説明するため、注を入れているということです。もしよろしければこれでいきたいと思います。

ほかの執筆者のところも、こういうスタイルにさせていただいてもよいですし、あえて1～4を入れる必要はないということであれば、これは抜いてしまうこともあると思います。いかがでしょうか。

中元委員 別の話ですがよろしいですか。これはこのあとの公表のしかたとも少し絡んでくる問題だと思いますが、この報告書はできるだけたくさんの人に読んでもらいたいし、その工夫をしていかなければいけないと思います。そのためにはいろいろな方法があるかと思えます。例えばサブ・タイトルをつけるとか、「はじめに」にもう少しキーワードを入れてみるということもあるかと思えます。

これを見た場合に、揖保川の特徴をこの揖保川委員会が特別にまとめたのだという印象を少しつかみにくいところがあるのではないかと思います。全体をずっと読んでもらえれば、揖保川に特化していろいろなことが書いてあって非常に勉強になるのですが、一般の人が見た場合にどうかなという気がします。

例えば、これは思いつきのことですが、先ほどから豊堤の話が出ています。これは揖保川を特徴づける唯一と言ってよいほどのキーワードになるのではないかとと思うのですが、例えば「豊堤の精神を踏まえて」とかいったサブ・タイトルを仮に付けるとすると、「はじめに」という前文の中にもこの言葉を若干入れていく。そして、揖保川の委員会の提言ですよということを浮き彫りにしていく。そういうことが考えられるのではないかと思います。

公表のしかたその他についてはまた後でもう少し話をすべきかと思っています。以上です。

藤田委員長 分かりました。「はじめに」は私が書きましたので、もう一度直させていただきます。おっしゃるとおりだと思います。

藤田委員長 あと、田中丸先生のほうはいかがですか。

田中丸委員 何か所かに「川づくり」という言葉が出てきています。恐らく

流域社会分科会等ですでに十分議論をされているとは思いますが、私は治水・利水・自然環境分科会に出ていましたので、今回の全体委員会で「川づくり」という言葉が「提言（案）」に出てきているのを見ますと、多少その言葉自体は抽象的な感じがします。

河川整備等を指しているのか、それとも住民活動も含めたトータルな意味なのか、そのあたりを教えていただけないでしょうか。

藤田委員長 今日には田原委員がご出席でないで、必ずしも私はすべてを理解しているかどうか分かりませんがお答えします。おそらく、「河川整備」というとまさに河川の整備である訳ですが、例えば今、中農委員も「まちづくり」という表現を使われているように、別に建物を建てるということだけを「まちづくり」と言っているわけではありません。道路をつくる、道路を計画することもまちづくりのすべてではない。そこにはソフトもあるしハードもあります。そういう意味での「川づくり」ということを表現されたのではないかと私は理解しています。

ただ、「まちづくり」に対して、「川づくり」という言葉は少しハードなイメージを受けてしまう、というのはやむをえないのではないかと思います。「まち」のほうが、何となくそこに人がいるので、ソフトもあればハードもありますというイメージを受けるのですが、この場合の「川づくり」になると、どうしても「河川の整備なのですか」ということに受け取られかねないとは思いますが、本来はそうではなく表現されたと思います。

田中丸委員 趣旨は分かりました。ただ、「まちづくり」という言葉は、今委員長さんがおっしゃったような意味でおそらく定着しています。それに対して「川づくり」という言葉は定着まではしていないのではないかと印象があります。

藤田委員長 だけど、ここで文章を読んでいただいて、少なくとも流域社会分科会の中では、川というのは水の流れる部分だけではないですよという精神です。それはやはり大事なことではないかということで、そのあたりもう少し広い部分で「川づくり」というふうに使っているということだと思います。

水が流れていないところ、例えば河原も川づくりの一つになると思いますし、もう少し広いところもあるのかもしれませんが。そういう意味で柔らかく「づくり」と書かれたと思います。田原先生はもう少し適切に説明されるかもしれません。

そうしますと、全体としては「はじめに」というところで、先ほど来、話がありましたように、川の特徴をもう少し全面に押し出して、我々はこういう形で提言をまとめたというあたり少し工夫をさせていただきたいと思います。

最後のところ、「 . 整備計画策定時の住民意見反映のあり方」についてはいかがでしょうか。1 . 「流域の声」の全面的反映、2 . 上、中、下流域ごとの意見集約、3 . 具体的な整備計画地点での重点的な意見集約、4 . 自治体等との意見調整、5 . フォーラム等の開催ということで書かせていただきました。

流域の声の全面的な反映というのは非常に抽象的ですが、その声はどうかというと、次の2では、上流も中流も下流も場合によっては異なった意見を持っているということを書いております。委員会でのご指摘もありましたように、このような形で取り上げております。その思いを反映しつつ、それぞれの地域に合った整備計画を策定する。しかし一方で、河川ですので上から下まである程度統一した整備をしていただきたいということも書かなければならないと思います。

それから、河川法でも自治体と河川管理者との意見交換について記述がありますが、ここでも自治体等との意見調整はしっかりやってくださいということを書かせていただいております。

そして、「5 . フォーラム等の開催」で、「よりよい整備計画策定のために、河川管理者と流域委員会の連携により、流域社会・住民の多様な意見を総合的に集約し、まとめるために、多くの人々や、組織の幅広い参加を得て、フォーラム、シンポジウム等を企画、実施する」。これは提言ですので、整備計画をよりよきものにするためにはこういう試みが必要であるということを書いております。

いかがでしょうか。

それでは、揖保川流域委員会の「提言に盛り込む内容について」という議題で、幾つか、非常に大きな部分もあり小さな部分もありましたが、各委員の方々からご意見をいただきました。

それらをもとに再度、執筆者が修正をかけるということが第1点です。その次が、その修正した部分について、各委員の方々にお送りする。そしてもう一度、その文言を今度は頭から後ろまで見ていただいて、我々の思いがこの提言の中に入っているかどうかを確認していただくということにしていきたいと思います。そのような手順にしていけばよいのではないかと考えています。

はい、どうぞ。

中農委員 先ほどの住民意見の反映のあり方の、最後のフォーラム等の開催の中で、「等」とうたってあるので含まれるとってしまえばそれまでなのですが、最近の

ものづくりはいろいろな面でワークショップをやっています。地域の意見を集約する、また声を聞くと言ってもなかなか難しい面があります。そういう多様な意見を気軽に住民自らがデザインしていくというワークショップが最近非常に重視されていて、国土交通省でも積極的に取り入れておられますし、各自治体でも随分やっていますので、ここにも「ワークショップ」という一語を入れていただいたほうがよいのかなと思います。

藤田委員長 分かりました。何でもそうですが、全部書ききれない時は「等」としてしまいますが、必要があれば書いた方がよいと思います。

おそらく、フォーラム等の中で、例えば本当にインターネットが普及しているのであれば、インターネット上でのフォーラムということもありうるわけです。そのあたりはきりがないので「等」としましたが、ワークショップも入れるようにいたします。

3 . 提言の公表及び今後の審議の進め方について

藤田委員長 議事次第の次は「提言の公表及び今後の審議の進め方について」となっております。

本日、この提言の取り扱いについて、まず委員の方々にご確認をしていただこうと思っております。先ほども言いましたように、当然ながら修正をかけておりますので、それを委員長・委員長代理預かりでこのまま了承というわけにはいきません。したがって、少なくともきちんとした文章になるまでは、委員会の開催は別としましても、各委員の方々とのやりとりをしていきたいと考えております。そういう意味では少し時間があると思いますが、ご了承いただきたいと思います。委員の方々のお時間も取りますが、ぜひ積極的にいろいろなご意見、あるいはこの文言がおかしいということも含めてご提案いただきたいと思います。

それから、栃本委員から特に詳細なご意見をいただいておりますので、これは執筆者の方々も積極的に取り入れる方向で検討するという事です。クエスチョンの場合には、少し表現を変えていくことをしていきたいと思います。それはご了解をいただきたいと思っております。

もう一つ大事なことは、中元委員から先ほどご提案がありました、提言の公表というところがあります。今考えられる公表方法は、当然複数ありますが、記者発表というのがあると思います。それから、委員会のホームページにも載せなければならないと思います。

ニュースレターにも書きます。場合によって、住民説明会をしなければならないのであればやはり住民説明会も開催しなければならないと思います。そういうことを含めて、次回、提言の方法について議論をしていただきます。

ただ、いちばん大事なことは、庶務と打合せをして、中元委員ともご相談をしたのですが、記者発表をするときに、これをダイジェストして発表をしたからといって大きなインパクトがでるわけではないので、何かメリハリをつけた記者発表のしかたが必要なのではないかと思います。そのあたり何かご意見がありますか。

中元委員 こういう提言や報告書をレクチャーするとき、例えば白書だと分厚いので、本編とは別に2～3ページの要約を付けて出し、それに基づいてメインの人がレクチャーをしていくというのが普通です。

記者も、本当は読まなければいけないのですが、必ずしもすべて読めませんので、できるだけ分かりやすい内容を情報として提供していくことが大事ではないかと思います。

そうすると、目次に沿って書くというやり方もあるのですが、そうではなくてそれぞれアトランダムに重要なポイント、委員会として特にこういうことをするのだということ、例えば淀川の脱ダムとか、そういうことがあればそれを箇条書きにして出していくというやり方がよいと思います。今日の「提言(案)」の中からそういうものをピックアップしようと思えば何点かあると思います。

田中丸先生からは具体的な話がなかなか提言しにくいという話があり、やはり具体的に提言すべきということもありましたが、具体的な話が出てくればまとめやすいインパクトのある情報提供になります。具体的には言いにくいけれど、方向としてはこうだと言える部分もありますし、いろいろなレベルの提言の重みがあると思います。そのあたりを精査しながら、できるだけ分かりやすくインパクトのあるものから順番に書いていく。そういう作業をして記者会見に臨んでいくというやり方がいちばんよいのではないかと思います。

栃本委員 今日の資料2の最初のところに と書かせていただいたのは、そういう意味も含めてのことです。この提言全体としては、中元委員も言われたようにいろいろなことが書いてあり、これというインパクトがありません。要するに淀川流域委員会の「脱ダム」というのは非常にインパクトのある提言だったと思います。

ですから、揖保川流域委員会でも、例えばコンクリートブロックは全部壊して自然の護岸にするとか、何かそういう形のものを出しておかなければいけないなと思い、とりあえず全体的なこととしてこの3項目を挙げさせてもらいました。 で「集水を含めた」とい

うところは、「集水域を含めた」ということで「域」が抜けております。そのあたりのところを記者発表等、公表までに考えて出していかなければいけないのではないかと思います。

藤田委員長 ありがとうございます。今、ご意見をお伺いしながら、私としてもいろいろと考えていくと、栃本委員は と書かれましたが、やはり幾つかこの流域委員会でも取り上げるべき、あるいはぜひこのあたりのところは盛り込んでいただきたいというところが浮かび上がってくると思っております。

そのあたりについては、「提言の公表及び今後の審議の進め方」の中で、次回、記者発表用に例えば1ページぐらいにまとめたものを庶務を通じて作成していくということができると思います。それから一種の要約版を、忠実に要約していくということを出して、例えば流域委員会の中のニュースレターにも載せていただく。流域委員会のニュースレターはもう少したくさん書けるのかもしれませんが、そこは調整しながらやっていく。それから、ホームページは、場合によっては全文を載せてもよいのだらうと思います。

このような三つぐらいの方法論と、次に委員の方々には住民説明会の是非についてというご意見をいただきたいと思っております。いずれにしても、記者発表の文言やサマリーの抜けがないかどうかということは、委員会で再確認する必要があると思っております。

したがって、やはり今日これだけ修正があったことを考えると、今回の第8回委員会でまとめるのは無理だなと思っておりました。第9回目を開催して、そのときに最終の提言の案を取りたいということが1点です。それから、次の記者発表やニュースレターに載せる要約をきちんと見ていただくということをしていきたいと思っております。

第9回も開会させていただくということと、もう一つは、先ほども言いましたが願っております。これから執筆者に修正をかけていただきますので、それがまとまった段階で各委員の方々にはぜひ頭から読んでいただき、ご自分のご意見が入っているかどうか、抜けがないかどうかを見ていただきたいと思っております。一応そんな流れでお願いしたいと思っております。

4 . その他

藤田委員長 その他の事項は、次回の開催予定ということですが、開催の日程はここで決める必要はないですので、再度調整してください。

庶務 日程は庶務で調整させていただこうと思っております。それから、先ほどおっしゃ

った次回までに案として作成する要約的なものづくり方ですが、これは執筆委員とご相談のうえということによろしいでしょうか。

藤田委員長 それで結構です。

では、委員長が執筆者の方々と相談しながら、特に中元委員には記者発表の部分についてはきちんと見ていただくというお約束を取りつけて、新聞記者もきちんと書いてくれそうな形にして次回に出していきたいと思います。

では、最後に傍聴者の方のご意見をお伺いする時間を約5～10分取りたいと思います。どうぞ挙手をお願いします。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

井下田委員 傍聴者に代わって、1分ほど発言させていただきます。

中元委員にご苦勞願うわけですが、流域委員会がいくつかあるわけですから、私どもの揖保川流域委員会は、揖保川の流域委員会としてよく取り組んだという、私どもの思いの丈がかなり伝わるような要約文であり、まとめたものを、少々ないものねだりですが出させていただきたいです。

あえて言えば、ややどっきりするような仮題をつける、名づけて「揖保川宣言」などというタイトルで公表できれば、場合によってはいろいろな人が乗ってくれるかもしれませんが、ただし、そのためには中身が問題です。この揖保川宣言に沿うことのできるような重点的、かつ力点を置いたまとめ方、屋上屋を架す言い方で恐縮ですが、その中身の部分だと思えます。

かといって、私どもが全くできないことを宣言として出すわけにはいきませんが、できれば、いついつまでにこういう形ならば場合によっては実現可能だということも含めて、仮の題名を「揖保川宣言」として、ともどもにまとめられるとよいかと思えます。以上です。

藤田委員長 ありがとうございます。

委員長、委員長代理、執筆者の方々からいちばん目玉になるものを抽出してもらおうわけですが、それについても、箇条書きぐらいになるかもしれませんが、各委員のところにお回しして、こんなものを膨らませて記者発表の資料にしたいということも、あらかじめある程度お知らせをしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

では、これで本日の流域委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございます

した。

5 . 閉 会

庶務 それでは、これにて第8回揖保川流域委員会を終了させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。